

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日)  
(當日が休日は、そ  
の規定により告示する。)

## 目次

### ◇告示 保険医等の登録(保険課)

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされる  
もの(〃)

土地改良区の役員の就任(農村整備課)

土地改良区の定款の変更の認可(〃)

国土調査の成果の認証(〃)

土地収用法による事業の認定(管理課)

### ◇県議会規則 鳥取県議会議規則の一部を改正する規則

**鳥取県告示第四百二十号**  
 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年五月十日

鳥取県告示第四百十九号  
 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

鳥取県知事 西 尾 邑 次

基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

平成三年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
大浜栄作	鳥医第四、二五八号	平成三年三月二十五日
奥濱隆治	鳥薬第七七二号	〃

平成3年5月10日 金曜日

## 鳥取県取扱公報

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
大浜栄作	鳥園医第四、二五八号	平成三年三月二十五日
奥濱隆治	鳥園薬第七七二号	〃

平成三年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第四百二十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成三年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり赤崎町土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理 事 森 嘉 男 東伯郡赤崎町大字赤崎一六五一  
平成三年三月九日就任 任期平成四年六月二十日まで

調査を行つた者の名称	調査を行つた時期	成 果 の 名 称	調査を行つた地域	認証年月日
八頭郡八東	平成元年度	八東町（大字茂田及び大字横田）	八頭郡八東町大字茂田	平成三年四月三十日
町	及び平成二	の地籍図及び地籍簿	及び大字横	
年度		田		

## 鳥取県告示第四百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、淀江町土地改良区の定款の変更を平成三年五月一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

## 鳥取県告示第四百二十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり

3 平成3年5月10日 金曜日

## 鳥取県公報

告示する。

平成三年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一起業者の名称

船岡町

## 事業の種類

船岡町「竹林浴のさと」設置事業

## 起業地

1 収用の部分 八頭郡船岡町大字西谷字牧野、字巻野、字梨木谷、字

柳谷及び字柳谷口地内

2 使用の部分 なし

## 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

船岡町役場

## 鳥取県議会規則第一号

鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則

鳥取県議会会議規則（昭和三十一年九月鳥取県会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「番号」を「番号及び氏名」に改める。

第十一条第一項中「日曜日及び」を「県の」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 県議会規則

鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年五月十日

鳥取県議長 花 本 美 雄